

1. 金融庁、世界に先駆けて「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を策定：同様の動きは海外にも

【ポイント】

- 2022年12月、金融庁が「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を世界に先駆けて策定。世界から注目されている
- 行動規範は、ESG評価・データの品質・独立性・透明性の確保、利益相反の管理など、利用者である投資家にとって重要な内容が網羅されており、投資家においても、今後は利用している提供機関の各原則の実施状況を確認し、必要に応じて対話していくことが重要と考えられる
- 提供機関と企業とのコミュニケーションに関する原則も設けられており、その改善への期待も高まっている

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範が公開

2022年12月、金融庁が「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、行動規範）を公表しました。

行動規範は、金融庁が2014年に導入した機関投資家の諸原則である「日本版ステewardシップ・コード」と同様に、受け入れを広く呼びかけた上で、その賛同状況について、金融庁のウェブサイトにて公表するという仕組みが採用されています（公表は、ESG評価について半年後、ESGデータについては1年半後を目途とされている）。

強制力はありませんが、「日本版ステewardシップ・コード」が日本の機関投資家に大きな影響を及ぼしてきたことに照らせば、今回の行動規範についても大きな影響が予想されます。

本稿では、この行動規範の概要を述べるとともに、同様の取り組みが世界にも広がりつつあることを紹介します。

行動規範を構成する6つの原則

行動規範の内容の原型となったのが、証券監督当局の国際的な集まりであるIOSCO（証券監督者国際機構）が2021年11月に公表した提言書^[1]です。行動規範は、これを土台としつつ、金融庁が設置した専門分科会で集中的に議論が行われ、一部については提言書よりも内容の充実化や明確化等が図られています。

行動規範は6つの原則から構成され（表1）、ESG格付け等の「評価」と、温室効果ガス排出量等の「データ」の両方が対象となっています。

利用者である投資家の視点からは、品質・独立性・透明性の確保、利益相反の管理など、重要な事項が網羅されており、今後は利用している提供機関の各原則の実施状況を確認し、必要に応じて対話していくことが重要と考えられます。

表1：行動規範の6つの原則

原則1	品質の確保
原則2	人材の育成
原則3	独立性の確保・利益相反の管理
原則4	透明性の確保
原則5	守秘義務
原則6	企業とのコミュニケーション

出所：行動規範を基にニッセイアセットが作成

提供機関と企業とのコミュニケーションの改善にも期待

また、原則6の下に定められているESG評価・データ提供機関と企業とのコミュニケーションに関する指針にも注目です。

提供機関にとっては一定の負荷を求める内容ではありますが、評価される側の企業からは、評価内容等に関しては一部で不満の声もあるようで、コミュニケーションの改善を通じて、評価・データの質の改善のみならず、こうした不満の一定の解消に繋がることも期待されています。

表2：原則6の下に設けられた6つの指針の概要

指針1	アンケート調査等の時期を十分に前に企業に伝達、公開情報や過去の回答情報がある場合は、事前に入力した上で企業に確認を求める
指針2	企業からの統一的な問い合わせ窓口の設置
指針3	評価・データの重要な情報源について通知・周知、事実誤認がないかを確認する時間的猶予の確保
指針4	企業から問題提起があった場合、根拠となるデータの正確性を企業が確認することを許容
指針5	評価対象企業との対話の手順の開示
指針6	企業との間で建設的対話を行う（例えば、評価結果のフィードバック等）

注：表の各指針の内容は要約であり、より正確な内容は原文を確認されたい
出所：行動規範を基にニッセイアセットが作成

世界に先駆けた行動指針には世界が注目

ESG投資に関する政策・規制は、欧州が世界を先行した事例が少なくありません。そうした中、世界に先駆けて金融庁が策定した行動規範には世界からの注目が集まっています。

英国でも2022年12月、FCA（金融行動監視機構）によって、同様の行動規範の策定を目指す産業界主導のワーキンググループが組織されました^[2]。

おわりに

ESG評価・データの利用は、ESG投資の実践において事実上不可欠なものになりつつあります。そうした状況の中、今回の行動規範の趣旨を踏まえて、提供機関・企業・投資家のそれぞれが行動することによって、評価・データの質や信頼性が高まり、ひいてはESG投資の高度化に繋がっていくことが期待されています。

[1] IOSCO (2021) "Environmental, Social and Governance (ESG) Ratings and Data Products Providers: Final Report"

[2] <https://www.irsg.co.uk/drsg/>

2. インパクト投資に関する世界的団体であるGIINに加入しました

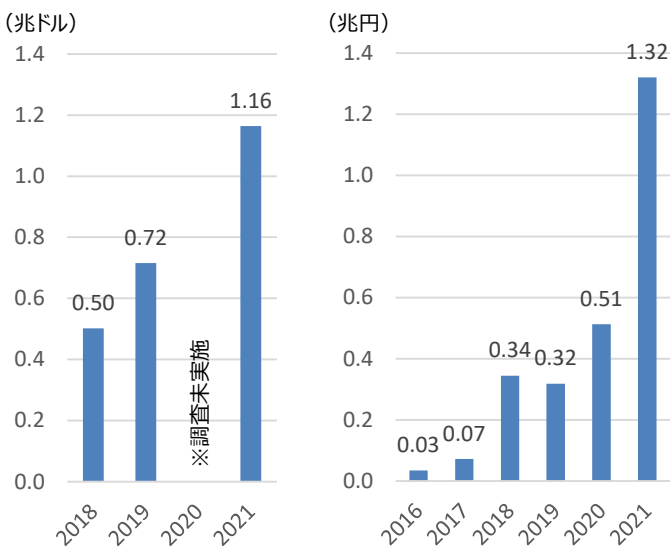
2023年2月、ニッセイアセットは、インパクト投資に関する世界的団体である「グローバル・インパクト投資ネットワーク」(Global Impact Investing Network : GIIN) に加入しました。GIINは、インパクト投資の普及・啓発等を目的として、2009年に米国で設立された非営利団体で、現在、世界の400以上の機関投資家等が加入しています。

運用リターンに加えて、環境や社会へのポジティブで測定可能なインパクトを生み出すことを意図して行われるインパクト投資については、国内外で市場が拡大傾向にあることが報告されていますが(図1)、とりわけ国内では、2022年は政

策的にも大きな動きが相次いだ1年となりました(表3)。

ニッセイアセットにおいても、これまでに自社インパクトファンドの設定や外部のインパクトファンドへの投資などを行ってきたところですが、今回のGIIN加入を通じて、インパクト創出に関する世界最先端の知見を学ぶとともに、世界の機関投資家等との交流や協業を通じて、インパクト投資活動の高度化を図り、サステナブルな社会の実現への貢献を一層強化していきたいと考えています。

図1：インパクト投資の運用残高の推移(左・世界、右・日本)



出所：GIIN及びGSG国内諮問委員会の資料を基にニッセイアセットが作成

表3：2022年のインパクト投資に係る主な政策動向

年月	概要
2022年1月	国会における施政方針演説で、岸田首相が「インパクト投資」に初めて言及
同年6月	閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「インパクト投資の推進」が明記される
同年10月	金融庁が「インパクト投資等に関する検討会」を設置。社会・環境課題の解決やスタートアップを含む新たな事業の創出に資するインパクト投資等の拡大に向けた方策について議論を開始
同年12月	内閣に設置されている「新しい資本主義実現会議」が決定した「スタートアップ育成5か年計画」において、インパクト投資の拡大に向けて基本的指針を取りまとめてインパクト投資の普及を促すことや、社会的起業家(インパクトスタートアップ)の支援を図ること等が明記される

出所：各種資料を基にニッセイアセットが作成

3. 環境省・第4回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」で「銅賞」を受賞しました

2023年2月、ニッセイアセットは、環境省の第4回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の投資家部門において、2年連続「銅賞」を受賞しました。

受賞に際しては、財務分析とESG要素を関連付け、社内アナリストの判断を重視した独自の評価による運用で長期の実績をあげている点や、投資先の企業価値向上に資する対話を推進している点が高く評価されました。

今後も社内外で一層知見を深める努力を通じてレベルアップを図ってまいります。



- ✓ 当資料は内外の債券、株式、為替市場等に関する情報提供を行うためのものです。予め特定の方向や対応を推奨する目的のものではありません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、投資対象国・地域等の経済状況や金融資本市場の動向、また有価証券等の発行者の経済活動等の変化を背景に、投資対象資産の価格が変動し、その下落により損失を被るおそれがあるほか、投資元本を割り込むリスクがあります。詳しくは各商品の商品説明資料をご確認ください。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、お客様に手数料等をご負担いただきますが、手数料等の種類ごとの金額及びその合計額については具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等の商品説明資料に記載されたシミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ✓ 市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 当資料に記載された市場を投資対象とする運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)は全て投資家の皆様のもとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓ 当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ✓ 当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。